令和7年度

教育に関する事務の管理及び

執行の状況の点検及び評価

報　　告　　書

令和８年11月20日

五泉市教育委員会

は　じ　め　に

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、教育委員会自らが点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが規定されております。

五泉市教育委員会では、五泉市総合計画に掲げた教育委員会関係の施策について、毎年、前年度分の点検・評価を行っております。

市議会議員各位並びに市民の皆様には、本報告書により、五泉市教育委員会の事務・事業に対しまして一層のご理解を深めていただくとともに、本市の将来を担う「ひとづくり」のために、ご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

五泉市教育委員会

＜参考＞

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

＜目　　次＞

（施策番号）　（施策名）　（頁）

１　生きる力を育む教育の推進・・・・・・・・・・・・・１

２　教育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　生涯学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

４　生涯スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・１２

５　芸術文化活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・１５

６　図書に親しむ環境づくりの推進・・・・・・・・・１７

７　文化財の保護と利活用・・・・・・・・・・・・・・２０

１６　食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

２６　青少年を地域ぐるみで育む環境づくり・・・・・・２５

施　策　評　価　表

作成年度	令和8年度

基本政策名	笑顔あふれるいきいきのまち			基本政策番号	1
政策名	子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり			政策番号	1
施策名	生きる力を育む教育の推進			施策番号	1
担当課	学校教育課	課長等名	杵淵　香奈恵	関係課	

1. 施策の基本方針

施策目的	これからの未来を拓く子どもたちが、健やかで自ら学ぼうとする意欲を高め、豊かな人間性と確かな学力、たくましく「生きる力」を身につけさせることを目指します。 また、特別支援教育の充実やいじめ、不登校などへの体制づくりを推進するとともに、子どもたちが犯罪や事故などに遭わないための体制の強化に努めます。

2. 施策の現状分析

	施策に対するニーズ等	施策を取り巻く環境
施策の概況	○ 確かな学力の向上を目指して、子どもたちの学ぶ意欲を引き出す授業の実現を図ることが求められています。 ○ 特別支援教育の充実、不登校や不登校傾向の子どもたちへの柔軟な対応など、一人ひとりの子どもたちの多様なニーズに応じた教育を行うことが求められています。 ○ 就学や進学に対する経済的支援、通学や学校生活の安全の確保等により、子どもたちが安心して教育を受けられるよう支援の充実が求められています。	○学習指導要領が求めるところの「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善や、小学校の外国語教育の拡充に対応できるよう研修会などを開催し、教職員の一層の指導力向上を図る必要があります。また、児童生徒に1人1台タブレット型端末の配置により、ICT機器を活用する場面が増えたことから、ICT活用指導力の向上と指導体制の充実が必要です。 ○ 少子化が進行する中、地域と連携した特色ある教育の推進が必要とされています。 ○ 経済的な援助が必要な世帯には、就学や進学に係る支援が必要です。

施策指標		指標の内容		達成度 R5	達成度 R6	達成度 R7	達成度 R8	達成度 R9	指標の算式等
（成果指標）	主要	1時間以上、家庭学習している児童・生徒の割合(小学校6年生、中学校3年生）［%］	目標		小:90.0 中:90.0	小:90.0 中:90.0	小:90.0 中:90.0	小:70.0 中:70.0	平日に1時間以上家庭学習している児童・生徒数/全児童・生徒数 【参考】新潟県平均(全国学力・学習状況調査) R5年度　小62.8%　中59.7% R6年度　小59.6%　中60.7% R7年度　小56.7%　中54.4%
			実績	小:64.7 中:48.9	小:59.6 中:58.3	小:54.4 中:44.3			
			達成率		小:66.2% 中:64.8%	小:60.4% 中:49.2%			
	参考①	不登校児童・生徒の数(1,000人当たり）［人］	目標		小: 5.0 中:20.0	小: 5.0 中:20.0	小: 5.0 中:20.0	小:12.5 中:50.0	「児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より 【参考】 R5年度実績 小学校　中学校 全　国　21.4人　67.1人 新潟県　20.5人　65.9人 R6年度実績 小学校　中学校 全　国　23.0人　67.9人 新潟県　21.9人　69.7人 R7年度実績 R8.12月頃公表予定
			実績	小:18.5 中:51.6	小:20.1 中:57.0	小:19.7 中:64.2			
			達成率		小:24.9% 中:35.1%	小:25.4% 中:31.2%			
	参考②	奨学金貸付金額	目標		20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	奨学金貸付人数 R5年度　利用者49人 R6年度　利用者49人 R7年度　利用者45人
			実績	16,080千円	16,842千円	15,012千円			
			達成率		84.2%	75.1%			

3. コストの推移(行政資源投入の状況)　　(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度
		(決算/実績)	(決算/実績)	(当初予算/計画)	(決算/実績)	(当初予算/計画)	(見込み)
直接事業費		337,412	401,906	479,770	432,004	475,146	475,146
従事者数	正規職員	5.00人/年	4.45人/年	4.45人/年	4.85人/年	4.85人/年	4.85人/年
	再任用職員						
	会計年度任用職員等	83.00人/年	85.00人/年	84.00人/年	84.00人/年	82.00人/年	82.00人/年
人件費	正規(再任用)職員	30,635	28,266	28,266	32,665	32,665	32,665
	退職給与引当金	2,075	2,287	2,287	2,425	2,425	2,425
	時間外勤務手当	156	151	154	145	122	122
人件費総額		32,866	30,704	30,707	35,235	35,212	35,212
トータルコスト(A)		370,278	432,610	510,477	467,239	510,358	510,358
国庫・県支出金		6,216	4,187	11,996	6,713	7,924	7,924
地方債							
その他		1,996	1,804	1,320	1,956	1,248	1,248
うち受益者負担		1,376	1,354	1,320	1,290	1,248	1,248
特定財源等総額(B)		8,212	5,991	13,316	8,669	9,172	9,172
一般財源該当部分(=A−B)		362,066	426,619	497,161	458,570	501,186	501,186

4. 施策の評価

有効性の評価	施策成果の達成度	c	達成度はやや低い
	施策成果向上の可能性	b	ある程度可能性はある
	[説明]		○ 市内の小中学校では、基本テストを定期的に実施したり、家庭学習を促したりして基礎学力の向上に取り組んでいます。また、教職員研修の充実等により指導力の向上を図り、子どもたちの学ぶ意欲を高める授業づくりに取り組んでいます。 ○ 学力の定着には、家庭と連携して家庭学習を習慣化させることも重要です。令和7年度の全国学力・学習状況調査における「家庭学習を1時間以上している児童生徒の割合」は、令和6年度と比較して、小中学生ともに低下しています。引き続き、指導力向上を図るとともに、保護者との連携により子どもたちの学習意欲を高めていくことが必要です。 ○ 不登校の児童生徒の数(1,000人あたり)は令和6年度と比較して、小学生は0.4人減少し、中学生は7.2人増加しました。全国的に不登校児童生徒数は増加傾向であり、五泉市でも同じ傾向が見られます。学校では、児童・生徒会の活動として、お互いの良さを見つけ、認め合うことで自己肯定感を高める取組を継続的に行っています。引き続き不登校や不登校傾向の児童生徒に対しては、教育支援センター指導相談員やスクールカウンセラー等と連携し、家庭も含めたきめ細かな指導・支援を継続的に行っていきます。
	上位政策への貢献度	b	貢献度はやや高い
	[説明]		五泉市の未来を担う子どもたちが、楽しく充実した学校生活の中で、社会で自立的に生きていくための力を身に付けることは、上位政策である「子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり」に貢献しています。

5. 施策の課題

課題	○ 管理職や教職員への研修会などを開催し、学習指導要領の主旨や「令和の日本型学校教育」について理解を深める取組が必要です。 ○小中学生の学習意欲を高め、学力の定着につなげる取組が必要です。 ○ 不登校や不登校傾向の児童生徒へより一層きめ細かな支援ができるよう、教育支援センターの体制を充実させる必要があります。 ○ 児童生徒の悩みや問題行動の要因が家庭にあることも少なくないことから、各担当部局と連携・協働を推進する必要があります。 ○ ソーシャルメディアの急速な普及により、携帯端末依存やSNSによるトラブルが懸念されています。SNSの節度ある利用について、生徒への指導を徹底するとともに、家庭と連携してメディアとの関わり方を見つめ直す取組を進める必要があります。また、スマートフォン所持率の低年齢化が進んでおり、各家庭でインターネットの特性や危険性を知り、被害から子どもを守る必要があります。 ○ 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えるには、地域学校協働活動推進員の役割が大切です。研修会などで必要な知識を習得し、学校と推進員との共通理解を図る必要があります。 ○小学校入学前後の「架け橋期」における幼保小の円滑な接続に向けて、各担当部局と連携・協働を推進する必要があります。

6. 施策の今後の方向性

総合評価	強化	次年度 以降方針	○ 教職員研修を充実させ、指導力の向上を図ることにより、子どもたちの学習意欲を高める授業づくりを推進します。 ○ 児童生徒への相談体制を維持し、不登校の未然防止や、いじめの早期発見、早期対応に努めます。 ○ 特別支援教育のために配置する介助員や学習指導補助員の資質向上を図るため、研修会を開催します。

7. 施策を構成する事業

事務事業名		事業の目的 事業の内容
1	学習指導事業	適切な学習指導により、子どもたちが学習意欲を高め、社会において自立的に生きるために必要な力を身につけることが目的です。 主体的・体験的な学習を通して、知識・技能の習得に加え、思考力・判断力の育成や人間的成長を実現します。 ・各学校が地域と連携して五泉市の歴史や文化、産業への理解を深める学習を推進します。 ・教職員の研修や研修活動による授業力向上を支援し、誰もが楽しく学び、わかる授業を実現することにより学習意欲の向上を図ります。 ・ALTを各学校に派遣して、子どもたちが生きた外国語やその文化に触れることで、国際感覚を身につける機会を提供します。
2	児童生徒指導事業	悩み事や心配事を抱えている児童生徒への相談体制を確立し、子どもたちが楽しく充実した学校生活が送れるようにします。 また、不登校や不登校傾向の児童生徒への学習指導や相談により、集団生活に取り組めるよう支援します。 ・不登校や不登校傾向の児童生徒が学校生活に取り組めるよう、専門の指導員を配置して教育支援センター事業の充実を図ります。 ・学校にスクールカウンセラー等を配置して、児童生徒の悩み事の相談にのり、心のケアを図ります。 ・各学校や家庭で児童生徒に勇気づけの言葉がけの取組を行い、聴き合う関係性づくりを構築し児童生徒の自己肯定感を高め、不登校児童生徒の減少につなげます。
3	特別支援教育事業	特別な支援を必要としている児童生徒に対して、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かな教育を行います。 ・保育園等と連携して、就学前の子どもと保護者に早い段階から関わり、適切な就学相談を行います。 ・特別な支援を要する児童生徒一人ひとりのニーズに合った教育を行うため、介助員、学習指導補助員及び看護師を学校に配置します。 ・特別な支援を要する児童生徒を持つ保護者の負担軽減のため、就学費の支援を行います。 ・特別な支援を要する児童生徒の教育に必要な備品等の整備を行います。
4	要保護・準要保護児童生徒援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に援助を行って負担を軽減し、児童生徒の就学と教育の機会均等を図ります。 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、修学旅行費、医療費、給食費、PTA会費等を援助します。
5	遠距離通学支援事業	スクールバスの運行や通学費用の補助により、遠距離から通学している児童生徒の通学の安全と、保護者の負担軽減を図ります。 通学距離が一定程度以上の地域、あるいは学校の統廃合により新たに通学区域を指定された地域を対象に、スクールバスの運行を実施します。また、公共交通機関等を利用して通学している児童生徒の保護者に対する補助金の交付を行います。
6	奨学金貸付事業	経済上の理由により高校や大学等に進学することに苦慮している生徒・学生に奨学金の貸付を行い、教育の機会均等を図り社会の健全な発展に尽くす有能な人材の育成を推進します。 保護者の収入が一定基準以下の生徒に奨学金の貸付を行います。 【貸付額】 高校:月額1万円、短大等:月額2万円、大学・大学院:月額3万円 【償還】 貸与金額60万円以下:5年以内、60万円超:10年以内

7	学校保健事業	充実した学校生活を送るため、児童生徒及び教職員に健康診断を行い、疾病の予防と早期発見に努めます。
		・児童生徒に毎年6月までに健康診断を実施し、必要に応じて保健指導や受診勧奨を行って、健康の保持増進に努めます。 ・教職員に対し定期健康診断を実施し、健康の保持増進に努めます。 ・スポーツ振興センターに加入し、児童生徒の負傷等について補償を行います。 ・保健備品の整備及び維持管理を行います。
8	学校現場における業務改善事業	教職員の長時間勤務の是正が大きな課題となっていることから、学校の事務機能強化と多忙化解消の取組を進め、教員が子どもと向き合う時間の確保と学校教育の充実を目指します。
		・外部有識者による教職員研修を行い、業務改善に係る意識の啓発や取組の普及を図ります。 ・スクール・サポート・スタッフを配置し、教職員の事務負担を軽減します。 ・学校事務共同実施の研修会や若手支援をすることで事務職員の資質向上を図り、学校事務職員が主体的に学校経営に関わることで教職員の事務負担を軽減し、業務改善を推進します。
9	地域学校連携事業	未来を担う子供たちを健やかに育むため、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指します。 また、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく様々な活動を推進します。
		・市内全小中学校に学校運営協議会と地域学校協働本部の2つの組織を設置するとともに、学校と地域をつなぐ地域学校協働推進員を配置し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく様々な活動を行います。 ・必要な知識を習得するための研修や、各学校での取組や課題について情報共有を図ります。

施　策　評　価　表

作成年度	令和8年度

基本政策名	笑顔あふれるいきいきのまち			基本政策番号	1
政策名	子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり			政策番号	1
施策名	教育環境の充実			施策番号	2
担当課	学校教育課	課長等名	杵淵 香 奈 恵	関係課	

1. 施策の基本方針

施策目的	子どもたちの興味・関心を引き出し、求められる資質・能力を育むために、教材教具や学校図書の充実を図ります。また、子どもたちが安全で安心できる快適な学校生活が送れるよう、学校施設の整備・充実を図ります。

2. 施策の現状分析

施策の概況	施策に対するニーズ等	施策を取り巻く環境
	GIGAスクール構想第2期が始まったことにより、一層のICT教育の進展が求められています。 今後も子どもたちの情報活用能力を育成するため、ICT教育環境の整備を継続するとともに、教材教具や学校図書のより一層の充実が求められています。 安全で安心できる学校施設の環境整備としてこれまで普通教室棟に冷房設備の設置やトイレの洋式化などの整備に努めてきましたが、引き続き学習環境を確保するため、老朽施設の改修や長寿命化などが求められています。	文部科学省は、GIGAスクール構想のもと、子どもたちの1人1台タブレット型端末の更新や通信速度の向上により、さらなるICT環境の充実を進めています。また、学校図書や教材教具は、子どもたちの健全な教養を身につけるために大切なものであり、定期的な図書の購入や教材の整備により学びの環境作りが図られます。さらに、子どもたちの安全で安心できる環境を確保するため、引き続き、老朽化した施設の改修やバリアフリー化、特別教室や体育館施設の空調設備の整備など計画的な工事を行う必要があります。

施策指標（成果指標）	指標の内容		達成度 R5	R6	R7	R8	R9	指標の算式等
主要	学習用タブレット端末整備率	目標		100%	100%	100%	100%	学習用タブレット端末校数/全校数×100 令和7年度に学習用タブレット端末を更新。
		実績	100%	100%	100%			
		達成率		100%	100%			
参考①	普通教室無線LAN整備率	目標		100%	100%	100%	100%	施設整備校数/全校数×100
		実績	100%	100%	100%			
		達成率		100%	100%			
参考②	理科教材備品整備率	目標		小:100.0% 中:100.0%	小:100.0% 中:100.0%	小:100.0% 中:100.0%	小:100.0% 中:100.0%	理科備品現有額/基準額×100 （小学校と中学校で別々に算定）
		実績	小:54.9% 中:50.9%	小:55.1% 中:51.0%	小:55.0% 中:51.6%			
		達成率		小:55.1% 中:51.0%	小:55.0% 中:51.6%			
参考③	学校図書室図書の充足率を満たす学校の割合	目標		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	達成校/全校数×100 （全校数は小学校と中学校を足した数）
		実績	84.6%	84.6%	92.3%			
		達成率		84.6%	92.3%			

3. コストの推移(行政資源投入の状況)　　(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度
		(決算/実績)	(決算/実績)	(当初予算/計画)	(決算/実績)	(当初予算/計画)	(見込み)
直接事業費		360,307	515,088	337,567	319,841	432,002	490,686
従事者数	正規職員	4.20人/年	4.20人/年	4.20人/年	4.05人/年	4.05人/年	4.55人/年
	再任用職員						
	会計年度任用職員等						
人件費	正規(再任用)職員	25,733	26,678	26,678	27,277	27,277	30,644
	退職給与引当金	1,743	2,159	2,159	2,025	2,025	2,275
	時間外勤務手当						
人件費総額		27,476	28,837	28,837	29,302	29,302	32,919
トータルコスト(A)		387,783	543,925	366,404	349,143	461,304	523,605
国庫・県支出金		10,002	16,216	831	4,570	11,161	37,242
地方債		42,900	149,500	11,200	10,700	75,800	35,000
その他			21,364				
うち受益者負担							
特定財源等総額(B)		52,902	187,080	12,031	15,270	86,961	72,242
一般財源該当部分(=A−B)		334,881	356,845	354,373	333,873	374,343	451,363

4. 施策の評価

有効性の評価	施策成果の達成度	b	達成度はやや高い
	施策成果向上の可能性	a	可能性は十分ある
	[説明]	・普通教室や特別教室、体育館などでタブレット型端末が使用できるよう、Wi-Fi環境の整備を行うことで、多様化する情報教育に対応し授業の幅を広げ、より充実した教育が推進されます。 ・小中学校の図書館図書については、引き続き古い図書を廃棄し、新しい図書を整備することにより、国が定める図書充足率を達成し、教育環境の充実を図ります。 ・教材教具は理科教材備品をはじめ多くの教材を整備することにより、授業に興味や関心が持てる教育環境の充実を図ります。 ・学校施設の改修などのハード事業については、計画的に改修工事等を行うことで、安全で安心できる教育環境の整備を図ります。	
	上位政策への貢献度	a	貢献度は非常に高い
	[説明]	教育環境の整備、特に学校の改修及びICT機器などの整備を図ることにより、子どもたちが良好な環境で教育を受けることが可能となり、「子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり」に貢献できます。	

5. 施策の課題

課題	引き続き老朽化した施設の改修が必要であり、長寿命化改修工事を検討していくことが重要となります。 ICT機器の導入に伴い、教室や自宅、学校内外での活用方法が広がることで、子どもたちの多様化する教育ニーズに対応することが求められています。 近年の猛暑の中、夏の時期の学習には空調設備は必要不可欠となっておりますが、特別教室の空調設備整備率が低く学習に支障をきたしています。また、急な故障により空調設備が使えなくなることを避けるため計画的に更新や整備を進めていく必要があります。 体育館への空調設備の設置は通常の授業に加え、避難所の運営の面からもニーズが高まっており、体育館への空調設備の設置について検討が必要です。 子どもたちが確かな学力を身につけるためには、授業に見合った教材教具や知識探求のための一助となる学校図書を整備する必要があります。

6. 施策の今後の方向性

総合評価	維持	次年度 以降方針	子どもたちが安全で安心できる快適な環境の中、教育を受けることができるように、引き続き学校の改修を進めるとともに、ICT機器の充実を図り、興味を持って授業に取り組むことができる教育環境の整備を推進します。 計画的に購入を進めている教材教具や学校図書について、今後も引き続き整備に努め、より良い学習の場を確保していきます。 施設整備計画や学校からの要望に沿って施設の改修工事を進めていきます。

7. 施策を構成する事業

	事務事業名	事業の目的 事業の内容
1	小中学校教材整備事業	各学校の教材備品、図書備品等の充実を図り、子どもたちが健全に学べる環境を確保します。 授業内容の充実を図るため教材備品や図書備品を購入します。 【教材備品】配当予算の範囲内で、各学校から教材備品整備計画書を提出してもらい、学校教育課で購入し各学校へ整備しています。 【図書備品】配当予算の範囲内で、各学校で購入し整備しています。
2	小中学校ICT機器等整備事業	国のGIGAスクール構想に沿って小中学校に整備した1人1台のタブレット端末等のICT環境を、有効かつ円滑に学習活動に活用するため、ICT支援員の配置や通信環境の整備をするとともに、引き続き計画的にICT環境整備を進めます。 校内全ての場所においてICT教育ができる機器や設備の整備を行います。 ・ICT支援員を1人配置 ・校務用パソコン等の整備（賃貸借） ・校務支援システムの整備（賃貸借） ・保護者連絡システムの整備（賃貸借） ・GIGAスクール運営支援センター業務 ・無線LAN通信環境の更新及び通信速度の向上
3	小中学校施設管理事業	各種保守点検等を学校施設で実施することにより、子どもたちが安全で安心できる学べる環境を確保します。 学校施設等管理業務委託 内訳：暖房・空調設備保守点検、エレベーター保守点検、貯水槽清掃、環境衛生管理、プール循環装置点検、電気工作物保守管理、消防設備保守点検、警備、浄化槽維持管理、ガラス清掃、構内樹木管理、廃棄物等処理、害虫駆除、校舎内外美化清掃等、遊具点検・撤去、建築物等定期検査、芝生管理、その他施設管理に必要となる業務一式
4	小学校管理費	小学校施設を運営していくうえで必要となるものを整備し、適正な維持・管理を図るとともに、経年劣化による損耗や機能低下の改善を図るため必要な工事や修繕を行い、教育環境の改善、教育の円滑な実施に努めます。 ○会計年度任用職員の管理員を雇用し、小学校施設の環境美化整備や管理運営に努めます。 ○小学校の運営に必要な消耗品や暖房機・空調設備を稼働させるための燃料費や光熱水費、通信運搬費等経常的な費用を負担します。 ○教員や管理員では難しい業務に対して、専門業者を介して施設の維持・管理に努めます。 ○経年劣化により老朽化する施設を維持するために必要となる改修工事や修繕を実施します。 令和7年度実施工事等 ・学校施設維持改良工事…愛宕小学校高圧気中開閉器取替工事 ・五泉東小学校管理棟屋上防水工事 ・五泉南小学校空調設備入替工事 ・施設の修繕工事多数

5	中学校管理費	中学校施設を運営していくうえで必要となるものを整備し、適正な維持・管理を図るとともに、経年劣化による損耗や機能低下の改善を図るため必要な工事や修繕を行い、教育環境の改善、教育の円滑な実施に努めます。 --- ○会計年度任用職員の管理員を雇用し、中学校施設の環境美化整備や管理運営に努めます。 ○中学校の運営に必要な消耗品や暖房機・空調設備を稼働させるための燃料費や光熱水費、通信運搬費等経常的な費用を負担します。 ○教員や管理員では難しい業務に対して、専門業者を介して施設の維持・管理に努めます。 ○経年劣化により老朽化する施設を維持するために必要となる改修工事や修繕を実施します。 令和7年度実施工事 ・学校施設維持改良工事…五泉北中学校高圧気中開閉器取替工事 ・村松桜中学校空調設備入替工事 ・五泉北中学校階段手摺設置工事 ・施設の修繕工事多数

施　策　評　価　表

作成年度	令和8年度

基本政策名	笑顔あふれるいきいきのまち					基本政策番号	1
政策名	ともに学び生きがいをもてるまちづくり					政策番号	2
施策名	生涯学習の充実					施策番号	3
担当課	生涯学習課	課長等名	山﨑　天	関係課			

1. 施策の基本方針

施策目的	少子高齢化や高度情報化などの社会環境の変化に伴い、生涯学習に対するニーズも多様化しています。そのため「いつでも、どこでも、誰もが学べ、さらに学んだことを教えることで人と人とが繋がり、学ぶ喜びと学び合う喜びを実感できる環境づくり」を目的として、学習の場の充実と効果的な情報提供に努め、多様な価値観と世代に対応した取り組みを進めます。また、次代を担う子どもたちの基礎学力の向上と自他を大切にしあう人間関係の醸成を目的として、安全・安心な放課後の居場所づくりを提供していきます。

2. 施策の現状分析

	施策に対するニーズ等	施策を取り巻く環境
施策の概況	生涯学習に対するニーズは、家庭環境や就業状況、世代、個人の価値観の変化、情報化の進展などの社会環境の変化とともにより多様化しています。 それらの多様化するニーズに応えていくためには、誰もが気軽に参加できる多様な学習機会を提供するとともに、市民の自主的なサークル活動等を支援することが必要であり、それらを更に活性化させていくためにも、対象に合わせた積極的かつ効果的な情報提供と、民間指導者の活用が不可欠です。	少子高齢化が進む中で、国は「第3期教育振興基本計画」により、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進と、人々の暮らしや社会の持続的な発展のための学びの推進の取り組みを進め、県は「第3次新潟県生涯学習推進プラン」でだれでも・いつでも・どこでも学べる学習機会の充実と、学んだ成果を地域課題の解決に有効活用するなど、生涯にわたり学び活躍できる循環型の生涯学習社会の実現に向けて、取り組みを強化してきました。 そのような中で起きた新型コロナウィルス感染症の影響により、人的な交流や様々な体験活動の停滞を余儀なくされましたが、それらが徐々に以前の賑わいを取り戻しつつある中で、国は「第4期教育振興基本計画」により、持続可能な社会の創り手の育成及び日本社会に根差したウェルビーイングの向上を掲げ、生涯にわたり学び活躍できる環境の整備や学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上、さらには地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進などを進めていくこととしています。

施策指標（成果指標）	指標の内容		達成度 R5	R6	R7	R8	R9	指標の算式等
主要	「ごせん活き活き楽習達人バンク」登録者数[人・団体]	目標		150	150	150	150	目標　150人・団体 実績　90人＋27団体=117
		実績	108	116	117			
		達成率		77.30%	78.00%			
参考①	地区公民館事業参加者数[人]	目標		4,000	4,000	4,000	4,000	3館（川東、巣本、橋田） （594+2,610+719）
		実績	3,198	3,858	3,923			
		達成率		96.50%	98.08%			
参考②	講座等受講者数（公民館事業分含む）[人]	目標		16,000	16,000	16,000	16,000	講座開設事業3,749人＋達人バンク利用者、きなせや楽習大学、生涯学習フェス来場者4,889人
		実績	9,578	8,491	8,638			
		達成率		53.10%	54.00%			
参考③	全校児童に占める寺子屋参加児童の割合[%]	目標		15.50%	15.50%	15.50%	15.50%	315人/1,773人
		実績	17.60%	16.24%	17.77%			
		達成率		104.80%	114.65%			
参考④	主要施設利用者数（粟島ふれあい館・さくらんど会館・村松公民館・ラポルテ五泉）[人]	目標		340,000	340,000	340,000	340,000	粟島ふれあい館20,000（19,676） さくらんど会館　65,000(25,990) 村松公民館　20,000(9,395) ラポルテ五泉　235,000(354,713)
		実績	443,215	441,309	409,774			
		達成率		129.80%	120.52%			

3. コストの推移（行政資源投入の状況）　　（単位：千円）

		令和5年度（決算/実績）	令和6年度（決算/実績）	令和7年度（当初予算/計画）	令和7年度（決算/実績）	令和8年度（当初予算/計画）	令和9年度（見込み）
直接事業費		233,201	184,741	186,113	191,889	185,120	193,236
従事者数	正規職員	5.30人/年	5.40人/年	5.40人/年	5.45人/年	5.40人/年	5.40人/年
	再任用職員						
	会計年度任用職員等	5.00人/年	5.00人/年	5.00人/年	5.00人/年	5.00人/年	5.00人/年
人件費	正規(再任用)職員	32,473	34,301	34,301	36,706	36,369	36,369
	退職給与引当金	2,200	2,776	2,776	2,725	2,700	2,700
	時間外勤務手当	666	743	740	753	638	638
人件費総額		35,339	37,820	37,817	40,184	39,707	39,707
トータルコスト(A)		268,540	222,561	223,930	232,073	224,827	232,943
国庫・県支出金		50,970	8,016	8,162	7,987	7,991	7,991
地方債		47,100					
その他		8,143	8,529	9,977	9,453	10,832	10,832
うち受益者負担		8,053	8,475	9,925	8,591	10,025	10,025
特定財源等総額(B)		106,213	16,545	18,139	17,440	18,823	18,823
一般財源該当部分（＝A－B）		162,327	206,016	205,791	214,633	206,004	214,120

4. 施策の評価

有効性の評価	施策成果の達成度	c	達成度はやや低い
	施策成果向上の可能性	b	ある程度可能性はある
	[説明]	○生涯学習へのきっかけとなるワークショップを開催し、学ぶ楽しさを体験してもらいました。生涯学習フェスティバルは総合会館中ホールで開催し、来場者に日頃の活動の成果を発表することができました。 ○寺子屋事業では、全校児童に占める寺子屋参加児童の割合が目標を上回りました。この結果により、年々児童数が減少している中でも、寺子屋の利用に対する期待や評価が高いことが伺えます。また、夏休みには自由学習教室を開催し、更なる学習機会提供の充実を図りました。	
	上位政策への貢献度	b	貢献度はやや高い
	[説明]	生涯学習の充実を図り、いつでも、どこでも、誰でも学べ、さらに学んだことを教えることで、人と人とが繋がり、学ぶ喜びと学んだ成果を活かす喜びを実感してもらうことは、市民の生きがいづくりや心の豊かさ、社会参加や地域の絆の形成等に寄与しており、上位政策に貢献していると考えます。	

5. 施策の課題

課題	○寺子屋事業については今後も一定のニーズが想定されますが、指導者の高齢化や地域人材の不足、週3回以上の実施や学校の長期休業中における実施などの期待への対応が課題となっています。 ○各地域における公民館活動について、地域の特性を生かした活動ができる体制の整備や、特に子どもを対象にした地域学習の開催などについて検討が必要です。 ○利用者が安全に安心して活動ができるよう、施設の維持管理につとめるとともに、必要な改修を進める必要があります。 ○各種講座や教室については、市民ニーズを的確に把握したうえで実施し、更に学びの循環を活性化させる取り組みが必要です。

6. 施策の今後の方向性

総合評価	維持	次年度以降方針	○寺子屋事業については、学校内施設を利用することで安心・安全な環境の提供に引き続き努めるとともに、広報や大学との事業連携を通じ、幅広い技能を持った指導者や子どもとのふれあいに生きがいを感じる指導者やボランティアの確保を目指します。また、今後も持続可能な子どもの安全・安心な居場所を提供していくため、放課後の子どもの居場所づくりについて、横断的に検討を行っていきます。 ○地域公民館事業については、子どもを対象にした地域学習の開催を検討するなど、地域の特色を活かした活動ができるよう引き続き支援するとともに、活動体制の整備を進め、公民館活動の充実を図ります。

7. 施策を構成する事業

	事務事業名	事業の目的 / 事業の内容
1	民間指導者登録・活用事業	知識や技術を持っている市民等に「五泉市活き活き達人バンク」を周知し、指導者登録を呼びかけ、市民の学びの要望に応えます。また、学んだ市民が今度は指導者として活躍できる循環型生涯学習社会を目指します。 「五泉市活き活き達人バンク」へ登録した指導者が「きなせや楽習大学」や「学校支援者派遣制度」などを通じて市民に知識・技術を教える機会を創出します。また、生涯学習フェスティバルを開催し、指導者や社会教育関係団体が学びの成果を発表する場を設け、生涯学習活動の活性化を図ります。 ・五泉活き活き楽習達人バンク　・きなせや楽習大学　・学校支援者派遣制度 生涯学習フェスティバル　・まちづくり出前講座
2	(総合戦略)寺子屋事業	市内の小学生を対象に放課後子供教室を開設し、自学自習の習慣付けによる基礎学力の向上と、自他を大切にしあう人間関係の醸成を図り、安全・安心で心健やかに育まれる居場所を提供する。 ○寺子屋 ・平日の放課後に学校内の空き教室等を利用し、退職教員等による指導者の見守りや指導のもと、宿題や自主学習、体験活動などを実施する。 ・実施日：平日の週3回（長期休業日を除く5月～3月の間） ・開設時間：放課後から18時まで ○夏休み自由学習教室 ・自学自習形式とし、大学生等から見守りや解決のアドバイスを受けることができる場所を提供する。 ・実施日：夏休み期間中に五泉・村松2会場で各7回（計14回）実施 ・開設時間：午前10時から正午まで
3	さくらんど会館事業	芸術並びに文化活動の拠点施設として、安全・安心で快適に利用できる場を提供します。 芸術並びに文化活動の拠点施設という位置付けにおいて、利用者が安全・安心で快適に利用できる施設として、維持管理及び修繕・改修等を行います。

4	粟島ふれあい館事業	施設の利用や講座の開設を通じて、市民の有効な余暇と仲間づくりの場を提供する。
		市民(利用者)に対し安全で快適な施設を提供する。 1　施設維持管理 2　施設使用許可業務・施設利用者間の調整など 3　教養講座等の開設
5	社会教育施設管理運営事業	健康増進やスポーツ活動、並びに、生涯学習(芸術文化)活動に積極的に参加してもらうため、安全・安心で快適に利用できる場を提供します。
		市民の健康増進、スポーツ活動、並びに文化活動と交流の「場」として常に快適に使用できるよう施設の維持管理及び修繕・改修等を行います。 ・戸倉コミュニティ会館　・陶芸施設　・陶芸工房
6	二十歳の集い事業	20歳を迎える若者に対して祝福や激励を行う二十歳の集いを開催し、社会の一員としての自覚と責任を促す。
		・広報にて20歳を迎える者から実行委員を公募し、実行委員会の企画により二十歳の集いを実施する。 ・公民館職員は運営補助者として実行委員をサポートし、思い出に残る二十歳の集いを開催する。
7	講座等開設事業	一般教養講座や教室等、生涯学習のきっかけとなる場を提供し、趣味や教養の幅を広げてもらうとともに、生きがいをもって学ぶ喜びを感じてもらいます。
		きっかけづくりのための初歩的な講座を開講し、生涯学習の楽しさを体験してもらいます。 ・一般教養講座　・市民大学講座　・ごせん女性学級　・高齢者学級　・美術教室 ・短期講座　・公民館ワークショップ・夏休み子ども講座
8	地区公民館イベント開催事業	地区公民館に事業運営を委託し、公民館活動の推進と地域の活性化を図る。
		○五泉地区 地区公民館(川東・巣本・橋田)に事業運営を委託し、それぞれの地区で公民館長及び公民館主事が運営委員の協力のもと、イベントや講座等の企画と運営を行い、地区の振興及び活性化を図る。 ○村松地区 地域公民館にて行われる地域行事の支援を行い、各地域の振興を図る。 (地域公民館分館長会議については、令和5年度より必要に応じての開催に変更)
9	村松公民館管理運営事業	教養の向上や情操の純化を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与する活動のための施設として、安全・安心で快適に利用できる場を提供します。
		社会教育活動への参加機会の提供及び市民の自主学習活動の施設として常に快適に利用してもらうため、また、施設利用者が安全・安心で、かつ使い易い公民館とするため、各種業務委託や施設の修繕(改修)などの管理業務を行います。
10	(総合戦略) ラポルテ五泉管理運営事業	「生涯学習と芸術文化の振興」、「観光と連動した産業振興」の機能を併せ持ったこの施設を一体的に活用することで、交流人口の拡大と産業振興の活性化を目的とします。
		「観光と連動した産業振興」「生涯学習と芸術文化の振興」「子どもの遊び場などの休憩施設」の3つの機能を併せ持つ交流拠点複合施設「ラポルテ五泉」において、次の事業を展開します。 ○交流人口拡大の取組 ○特産品のPR・販売拡大の取組

施　策　評　価　表

作成年度	令和8年度

基本政策名	笑顔あふれるいきいきのまち					基本政策番号	1
政策名	ともに学び生きがいをもてるまちづくり					政策番号	2
施策名	生涯スポーツの推進					施策番号	4
担当課	スポーツ推進課	課長等名	井上　雅夫	関係課	高齢福祉課、学校教育課		

1. 施策の基本方針

施策目的	子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できるスポーツやレクリエーション活動の機会の提供と、施設環境の整備を行うことで、一人でも多くの市民の健康維持と体力増進を図り、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送ることができるまちを目指します。 また、スポーツイベント等の招致や開催に努め、スポーツを通じた交流人口の拡大を図ります。

2. 施策の現状分析

施策の概況	施策に対するニーズ等	施策を取り巻く環境
	令和7年7月実施の「五泉市政に関する市民意識調査」では、週1回以上定期的にスポーツ取り組んでいる人は26.7%と3割未満でした。 施設の一部を無料で利用できる「運動応援デー」の参加者から「こういう機会を増やしてほしい」「またやってほしい」という声が多く、気軽に参加できるようなスポーツイベントが運動する人の増加を後押しできると考えられます。今後もそのような機会を提供できるよう、(一社)五泉市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)や五泉市スポーツ推進委員協議会と連携して取り組んでいく必要があります。 気候の変動により、特に夏場のスポーツ施設の利用にあたっては、空調設備の整備など高温・熱中症対策のニーズが高まっています。 また、少子化の影響を受け、スポーツ少年団等のチーム数の減少や学校単位の部活動ではチーム編成が成り立たないなど、地域において児童生徒の受け皿が必要とされています。	五泉市およびスポーツ協会が開催している教室・スポーツイベントの延べ参加者数は増加傾向にあり、市民のスポーツ活動の受け皿となっています。 利用者が安全で安心して利用できるよう適切なスポーツ施設等の管理に努めていますが、経年による老朽化が進んでおり、大規模な修繕や改修が必要となってきています。また、近年の夏は記録的な高温が常態化しているため、施設の高温対策や熱中症対策が必要となっています。

施策指標（成果指標）	指標の内容			達成度 R5	R6	R7	R8	R9	指標の算式等
	主要	スポーツ(運動)を週1回以上している市民の割合(%)	目標		35.0	35.0	35.0	35.0	実績は令和7年7月実施 【第3次五泉市総合計画】五泉市政に関する市民意識調査結果
			実績	－	－	26.7			
			達成率		－	－			
	参考①	体力づくり事業参加者数(人)	目標		4,000	3,700	3,700	3,700	
			実績	4,582	4,317	3,960			
			達成率		107.9%	107.0%			
	参考②	五泉市スポーツ協会総合型クラブヴィガ主催教室参加者数(人)	目標		10,300	11,000	11,000	11,300	
			実績	9,808	10,456	11,223			
			達成率		101.5%	102.0%			
	参考③	体育施設等の延べ利用者数(人)	目標		680,000	680,000	750,000		
			実績	566,867	550,576	584,017			
			達成率		81.0%	85.9%			

3. コストの推移(行政資源投入の状況)　　(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度
		(決算/実績)	(決算/実績)	(当初予算/計画)	(決算/実績)	(当初予算/計画)	(見込み)
直接事業費		223,431	177,493	171,029	163,430	161,052	162,087
従事者数	正規職員	6.05人/年	6.70人/年	6.70人/年	6.70人/年	6.60人/年	6.60人/年
	再任用職員						
	会計年度任用職員等	3.33人/年	1.00人/年	3.50人/年	1.00人/年	2.50人/年	2.50人/年
人件費	正規(再任用)職員	37,068	42,558	42,558	45,125	44,451	44,451
	退職給与引当金	2,511	3,444	3,444	3,350	3,300	3,300
	時間外勤務手当	888	961	860	463	426	426
人件費総額		40,467	46,963	46,862	48,938	48,177	48,177
トータルコスト(A)		263,898	224,456	217,891	212,368	209,229	210,264
国庫・県支出金		4,571	14,339	4,600	4,517	4,600	4,600
地方債		53,300	22,500	14,600	16,700	1,300	
その他		16,522	16,357	16,553	17,555	16,856	16,856
うち受益者負担		16,252	15,900	16,225	17,136	16,300	16,300
特定財源等総額(B)		74,393	53,196	35,753	38,772	22,756	21,456
一般財源該当部分(=A−B)		189,505	171,260	182,138	173,596	186,473	188,808

4. 施策の評価

有効性の評価	施策成果の達成度	b	達成度はやや高い
	施策成果向上の可能性	b	ある程度可能性はある
	[説明]	健康増進・体力づくり教室等の参加者はヴィガ主催教室の参加者数と合わせると、前年度14,773人から15,183人に増加しました(410人、2.7%増)。教室のほかに、施設の無料開放イベントの参加者などが増加傾向にあり、気軽に参加できる場の提供は運動する人の増加を後押しできると考えられます。 市主催の大会や各種スポーツ団体等主催の大会については、市民の競技力の向上やモチベーションの維持につながっています。 スポーツイベントへの支援については、清流の里ごせんライドでは市外からの参加者が多く、市民との交流が生まれています。 スポーツ施設等の利用者については、前年度比33,441人増の584,017人であったが、利用回数は近年増加傾向にあり、令和7年度は22,433回と前年度から27回増加していることから、施設が有効に利用されていると考えられます。	
	上位政策への貢献度	b	貢献度はやや高い
	[説明]	生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送るために、より多くの市民が気軽にスポーツやレクリエーション活動に親しむ機会を提供することは非常に有意義であり、「生涯スポーツの推進」は上位施策に大きな役割を果たしています。	

5. 施策の課題

課題	多くの人が運動を楽しんでもらえるよう、現在運動をしている人には運動を継続していける環境の提供を、運動に関心がない人には参加したくなるようなスポーツイベントを企画していくことが必要と考えます。実施事業の内容や周知を工夫し、より多くの人から参加してもらえるよう努めます。 スポーツ施設等は、経年による老朽化により修繕や改修等の対応頻度が増えています。今後、耐用年数を経過した施設について将来的な在り方を検討する必要があります。また、近年夏期の高温による運動への影響が生じており、高温・熱中症対策も必要となっています。 また、少子化の中、児童生徒が自分でやってみたい競技に参加できるようなスポーツ活動の受け皿づくりが重要となっています。

6. 施策の今後の方向性

総合評価	強化	次年度以降方針	健康増進・体力づくり教室やスポーツレクリエーション大会については、スポーツ協会と連携し、市民が気軽に運動できる環境の維持に努めます。 また、ジュニア選手の育成などを支援し、競技力の向上に努めるほか、合宿誘致やスポーツイベント等の招致・開催により、スポーツを通じた交流人口の拡大を図ります。 スポーツ施設等については、既存の施設の適切な管理運営を行うとともに老朽化等の状況を把握しながら優先順位を定めて整備を進め、市民の利便性の向上を目指します。 夏場の高温・熱中症対策については、スポーツ施設の計画的な整備を進めていく中で、様々な視点からを検討していきます。 スポーツ活動の受け皿づくりについて、まずは休日の部活動の地域展開に引き続き取り組み、生徒の選択肢を広げていきます。

7. 施策を構成する事業

事務事業名		事業の目的 事業の内容
1	健康増進・体力づくり事業	市民の誰もが、スポーツやレクリエーション活動に気軽に参加できる機会を提供し、各世代の健康維持や体力増進を図ります。 また、気軽に参加できる各種スポーツ大会を開催し、競技力の向上や市民の交流促進を図ります。 市民の健康維持や体力増進を図ることを目的に、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした体力づくり教室やスポーツイベント、スポーツレクリエーション大会を、スポーツ協会に委託し実施します。 年齢や性別に関係なく一緒に楽しめるユニバーサルスポーツ「ボッチャ」の出前授業や交流大会を通して普及を図ります。
2	スポーツの魅力発掘事業	五泉市に住んでいる人とは異なった視点を持つ人材を活用し、五泉市の持つ体育施設や自然とスポーツの魅力を活かした事業を企画するなど新たなイベント等を創出し、市民のスポーツ活動等の推進を図ります。 地域おこし協力隊を任用し、市民のスポーツ活動を支援するとともに、市外から人を呼び込むスポーツイベント等を開催します。
3	スポーツ競技者育成事業	全国で活躍できる選手を育成するため、ジュニア選手の育成・強化を図る。また、競技水準の向上を図るため、ブロック・全国大会等出場者を支援します。 ジュニア選手の育成と更なる強化を図るため、今後の活躍が期待されるバドミントン連盟に事業委託します。 また、スポーツ活動及び文化活動でブロック・全国大会等に出場する個人・団体に対し、奨励費を支給して支援します。
4	スポーツ推進委員育成事業	スポーツ推進委員の運動指導者としての資質の向上を図り、自らが主体的に教室等を企画・運営し、子どもから高齢者まで幅広く市民の運動・スポーツ活動を支援します。 ①スポーツ推進委員の指導力向上のための自主運営研修会の開催と、内容の充実を図ります。 ②県、下越スポーツ推進委員協議会等主催の研修会に参加し、委員としての資質向上を図ります。 ③市民の運動・スポーツ活動の支援となる事業の企画・立案・運営を行います。
5	スポーツ団体育成支援事業	スポーツ協会をはじめとするスポーツ団体等の組織の活性化により、子どもから高齢者にわたりスポーツ人口の拡大を目指し、生涯スポーツの振興を図ります。 スポーツ団体等の組織の強化策として、五泉市学童野球大会を始めとする各種スポーツ大会の支援を行います。（補助金の交付及び後援による支援）
6	スポーツツーリズム推進事業	スポーツ大会や合宿誘致のほか、市内外の人が集まるスポーツイベントを開催し、スポーツへの関心を高めると同時に、交流人口の増加や拡大を図り地域の活性化につなげます。 スポーツ大会等の参加や観戦を目的とした交流人口の拡大を図るため、スポーツイベントの開催や合宿等の誘致活動を実施するとともに、補助金を交付してスポーツイベントを支援します。
7	総合会館事業	市民の健康増進・スポーツ活動や芸術文化活動の拠点施設として、常に快適に利用してもらうために、施設の管理運営と整備充実を図ります。 施設を常に快適に利用してもらえるように、各種の業務委託や施設の修繕（改修）などを適切に行います。 【施設概要】 大ホール、中ホール、多目的練習場、野球練習場、トレーニング室、各技場、柔道場、相撲場、研修室、第1～6会議室
8	体育施設管理事業	市民の健康増進・スポーツ活動の拠点施設として常に快適に利用してもらうために、各施設の管理運営と整備充実を図ります。 各施設を常に快適に利用してもらえるように、各種の業務委託や施設の修繕（改修）などを適切に行います。 【管理施設】 村松体育館、村松武道館、五箇スポーツ会館、川内体育館、山王体育館、野球場（市営、村松、西公園）、陸上競技場、村松武道館、粟島公園運動広場、粟島テニスコート、森林公園、プール（市民、村松） ※山王体育館は令和8年3月末で閉鎖

施　策　評　価　表

作成年度	令和8年度

基本政策名	笑顔あふれるいきいきのまち					基本政策番号	1
政策名	ともに学び生きがいをもてるまちづくり					政策番号	2
施策名	芸術文化活動の推進					施策番号	5
担当課	生涯学習課	課長等名	山﨑　天	関係課			

1. 施策の基本方針

施策目的	市民自らが主体的に芸術文化活動を行えるよう活動の場の充実に努めるとともに、各種芸術文化団体や指導者の育成を図ります。また、多様なニーズに応えることのできる施設等の整備を進めるとともに、関心を高めるため、優れた芸術文化にふれる機会の充実を図ります。 　このような芸術文化に関する施策の推進により、市民が心豊かで潤いが実感できることを目的とします。

2. 施策の現状分析

	施策に対するニーズ等	施策を取り巻く環境
施策の概況	文化事業入場者数や成果発表の場への参加は、年々減少傾向となっています。今後は、市民が主体的に活動できる場の確保と充実を図るとともに、指導者の発掘及び育成など、これまで以上に市民が芸術文化活動に親しむ機会の提供や市民の文化活動への関心や参加意欲を高めていくことが必要です。	平成29年に「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」に改められました。そのため、文化芸術の振興に加え、観光、まちづくり、福祉、教育、産業など幅広い分野との連携が求められています。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、文化活動やイベントの開催、芸術文化に触れる機会が大きく制限されました。令和5年度以降は、5類感染症への移行に伴い、従来に近い形で事業を実施できるようになりました。一方で、人口減少や高齢化、文化活動の担い手不足、出品作品数の減少などが課題となっています。

施策指標（成果指標）	指標の内容			達成度 R5	達成度 R6	達成度 R7	達成度 R8	達成度 R9	指標の算式等
	主要	文化事業入場者数[人]	目標		9,450	9,450	9,450	9,450	市展・いけばな展・文化展・音楽祭・芸能祭・コンサート等の入場者数の合計
			実績	6,795	6,446	5,073			
			達成率		73.10%	53.68%			
	参考①	市展出品数[点]	目標		350	350	350	350	
			実績	196	192	155			
			達成率		54.90%	44.29%			

3. コストの推移（行政資源投入の状況）　（単位：千円）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度
		（決算/実績）	（決算/実績）	（当初予算/計画）	（決算/実績）	（当初予算/計画）	（見込み）
直接事業費		3,656	3,925	4,289	3,058	4,378	4,378
従事者数	正規職員	2.30人/年	2.30人/年	2.30人/年	2.30人/年	2.30人/年	2.30人/年
	再任用職員						
	会計年度任用職員等	0.07人/年	0.07人/年	0.07人/年	0.07人/年	0.07人/年	0.07人/年
人件費	正規(再任用)職員	14,092	14,610	14,610	15,491	15,491	15,491
	退職給与引当金	955	1,182	1,182	1,150	1,150	1,150
	時間外勤務手当	853	810	810	834	805	805
人件費総額		15,900	16,602	16,602	17,475	17,446	17,446
トータルコスト(A)		19,556	20,527	20,891	20,533	21,824	21,824
国庫・県支出金							
地方債							
その他		832	1,361	1,256	851	1,188	1,188
うち受益者負担		832	1,361	1,256	851	1,188	1,188
特定財源等総額(B)		832	1,361	1,256	851	1,188	1,188
一般財源該当部分（＝A－B）		18,724	19,166	19,635	19,682	20,636	20,636

4. 施策の評価

有効性の評価	施策成果の達成度	c	達成度はやや低い
	施策成果向上の可能性	b	ある程度可能性はある
	[説明]	○市展・いけばな展・文化展、音楽祭、芸能祭は実行委員会を組織して開催し、芸術文化活動の成果を発表する機会を創出することで、市民の芸術文化に対する意欲の向上と継続につながっています。 ○芸術・文化鑑賞事業については、さくらんどコンサート及びベーゼンドルファーピアノコンサートを開催し、市民に優れた芸術に触れる機会を提供しました。 ○ベーゼンドルファー製ピアノ(モデル290)やヤマハ製ピアノ(CFX)を弾ける機会を広く市民に提供する演奏体験を開催し、多くの市民から体験いただくことができました。	
	上位政策への貢献度	b	貢献度はやや高い
	[説明]	生きがいのひとつとして芸術・文化を学び、また、その成果を発表することと、多くの市民に優れた芸術に触れる機会を提供することは、心の豊かさと潤いが実感できるまちづくりを目指す中で、上位政策に貢献しています。	

5. 施策の課題

課題	○芸術・文化市民発表事業 ・市展・いけばな展・文化展については出品者の高齢化により出品数が減少しています。文化協会など関係団体との協力及び「五泉未来賞」の創出により、中高生を含む出品者の増加と継続した芸術文化活動につながる取り組みを続けることが必要です。また、芸術文化に関心がない人にも会場に足を運んでもらえる取り組みが求められています。 ・音楽祭、芸能祭については、出場者の固定化が課題となっていましたが、新たな団体の出演につながっています。今後も幅広い団体が参加できる取り組みを続けていきます。 ○芸術・文化鑑賞事業 ・コンサートなどについては、楽しみにしている市民も多く、リピーターを含めこれまで安定した入場者数を維持していましたが、SNSを活用した周知や今までと違うジャンルのアーティストを招くなどマンネリ化を防ぎ、若い人にも魅力がある取り組みが必要です。 ・市民からはニーズを的確にとらえたコンサートや展示会の開催が望まれています。 ・その他市が主催する文化事業については、入場者の拡大やリピーターの確保を目指し、関係団体との綿密な連携及びメディア媒体等の効果的な活用が課題となっています。

6. 施策の今後の方向性

総合評価	維持	次年度以降方針	○市民の文化芸術活動の裾野を広げることは、芸術・文化の発表事業及び鑑賞事業の双方にとって重要な課題であるため、優先的に取り組みます。 ○ラポルテ五泉の運営により、今まで文化芸術に触れる機会が少なかった人にも興味を持ってもらえるようなアーティストのイベントや地元作家の展覧会の開催など、指定管理者と連携し、芸術文化活動を推進していきます。

7. 施策を構成する事業

事務事業名		事業の目的 事業の内容
1	芸術・文化市民発表事業	芸術・文化活動の成果発表の場と鑑賞機会を提供し、市民の創造的な芸術・文化活動の一層の推進を図るとともに、芸術・文化に対する関心を高めます。 芸術や音楽・芸能活動の成果を発表することにより、その芸術性等をさらに高めてもらいます。また、それを市民が鑑賞することにより、芸術・文化活動への理解を深めてもらいます。 ・市美術展覧会　・いけばな展　・文化展　・市民音楽祭　・市民芸能祭
2	芸術文化鑑賞事業	市民の芸術文化に対する関心を高めるために、優れた芸術文化(音楽・美術・演劇等)にふれる機会の充実を図ります。 音楽コンサートや美術展等の芸術イベントを企画・開催します。事業内容は、これまで実施していた自衛隊コンサートや例年実施している「さくらんどコンサート」「ベーゼンドルファーピアノコンサート」があります。 入場者数の増加(周知)を図るため、広報紙やポスター、チラシ、ホームページ、SNS、地元紙等の媒体を活用し、幅広く広報活動を展開します。

施　策　評　価　表

作成年度	令和8年度

基本政策名	笑顔あふれるいきいきのまち					基本政策番号	1
政策名	ともに学び生きがいをもてるまちづくり					政策番号	2
施策名	図書に親しむ環境づくりの推進					施策番号	6
担当課	図書館	課長等名	廣川　規之	関係課	学校教育課、こども家庭課		

1. 施策の基本方針

施策目的	市民の多様な読書・情報ニーズに対応することができる図書館資料を収集・整理・保存することで、生涯にわたる豊かな学びを提供できるまちをめざします。 また、家庭、地域、学校など社会全体で読書活動に親しむ環境づくりを推進し、誰もが知的好奇心を満たすことができるまちをめざします。

2. 施策の現状分析

施策の概況	施策に対するニーズ等	施策を取り巻く環境
	○市民の多様なニーズに即した幅広い資料の収集・提供が求められています。 ○地域に関する資料などの調査相談に対応するため、郷土資料の収集・整理が求められています。 ○子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備が求められています。	○コロナ禍前と比較して貸出点数が減少していることから、イベントや企画展示の情報に加え、Web予約や貸出期間延長などの利便性の高いサービスについて、ホームページやSNSを活用した積極的な情報発信を行い、利用促進を図る必要があります。 ○生活様式の変化や読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、多様な読書ニーズに対応するため、非来館型サービスである電子図書館の導入について調査・研究を進める必要があります。

施策指標（成果指標）	指標の内容		達成度 R5	R6	R7	R8	R9	指標の算式等
主要	市民1人あたりの図書等貸出点数[点]	目標		3.5	3.7	4.0	4.0	年間資料貸出点数/推計人口 令和6年度県内20市平均4.14点 五泉　13番目
		実績	3.4	3.4	3.5			
		達成率		97.1%	94.6%			
参考①	18歳までの市民1人あたりの図書等貸出点数[点]	目標		4.5	4.5	4.5	4.5	18歳までの子どもの図書等貸出点数/18歳までの推計人口
		実績	2.8	3.2	3.2			
		達成率		71.1%	71.1%			
参考②	図書利用カード登録率[%]	目標		48.0	49.0	50.0	50.0	（登録者数/推計人口）×100 令和6年度県内20市平均24.8% 五泉　14番目
		実績	22.2	23.8	25.5			
		達成率		49.6%	52.0%			
参考③	図書利用カード登録率（18歳まで）[%]	目標		43.5	44.0	45.0	45.0	（18歳までの登録者/18歳までの推計人口）×100
		実績	35.1	35.5	35.4			
		達成率		81.6%	80.5%			
参考④	図書館施設利用団体数[団体]	目標		75	75	75	75	
		実績	67	62	60			
		達成率		82.7%	80.0%			

3. コストの推移(行政資源投入の状況)　　(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度
		(決算/実績)	(決算/実績)	(当初予算/計画)	(決算/実績)	(当初予算/計画)	(見込み)
直接事業費		79,452	71,322	80,303	80,136	82,360	78,723
従事者数	正規職員	6.00人/年	6.70人/年	6.45人/年	6.45人/年	6.45人/年	5.55人/年
	再任用職員						
	会計年度任用職員等	12.00人/年	11.00人/年	11.00人/年	11.00人/年	11.00人/年	10.00人/年
人件費	正規(再任用)職員	36,762	42,558	40,970	43,441	43,441	37,379
	退職給与引当金	2,490	3,444	3,315	3,225	3,225	2,775
	時間外勤務手当	392	396	386	395	438	386
人件費総額		39,644	46,398	44,671	47,061	47,104	40,540
トータルコスト(A)		119,096	117,720	124,974	127,197	129,464	119,263
国庫・県支出金							
地方債		10,100	1,200	1,000	1,000	1,000	
その他		974	831	973	773	828	828
うち受益者負担		888	789	935	733	788	788
特定財源等総額(B)		11,074	2,031	1,973	1,773	1,828	828
一般財源該当部分(=A−B)		108,022	115,689	123,001	125,424	127,636	118,435

4. 施策の評価

有効性の評価	施策成果の達成度	b	達成度はやや高い
	施策成果向上の可能性	b	ある程度可能性はある
	[説明]	○主要指標である市民1人あたりの図書等貸出点数は3.5点となり、目標3.7点に対する達成率は94.6%で、前年度3.4点から改善しています。一方、18歳までの貸出点数や利用カード登録率は目標を下回っており、子どもの読書活動の推進や図書館サービスの認知度向上など、施策成果をさらに高める余地があります。 また、図書館施設利用団体数は60団体で、目標75団体に対する達成率は80%となっており、前年度から減少していることから、施設利用の促進に向けた取組が必要です。	
	上位政策への貢献度	b	貢献度はやや高い
	[説明]	読書に親しむ場や生涯学習の活動の場を提供することにより、市民が生涯にわたり学習する機会の確保につながっており、上位政策である「ともに学び生きがいをもてるまちづくり」に貢献しています。	

5. 施策の課題

課題	○市民の多様な読書・情報ニーズを的確に把握し、資料の選定やサービスの充実に反映する仕組みづくりが必要です。 ○Web予約や貸出期間延長などのオンラインサービスについて、ホームページや市公式SNS等を活用した周知を強化し、利用促進を図る必要があります。 また、子どもたちが読書に親しむ機会を提供するため、読書ボランティアの育成が課題となっています。

6. 施策の今後の方向性

総合評価	維持	次年度 以降方針	○散逸が懸念される郷土資料について、継続的な収集・整理・保存を進めます。 ○子どもの読書習慣の形成に向け、学校図書館担当職員や読書ボランティアとの連携を強化します。 ○Web予約や貸出期間延長等などのオンラインサービスについて、ホームページやSNSを活用した情報発信を強化します。

7. 施策を構成する事業

事務事業名		事業の目的 事業の内容
1	図書貸し出し事業	生涯学習に資するため、多様化する市民の要望に沿った図書館資料を収集・整理・保存して、利用の促進を図ります。 利用者のニーズに対応した幅広い資料（図書・新聞・雑誌・視聴覚）の収集・整理を行います。 読書週間イベントや特集展示等を実施し、利用につなげる取組を行います。 未所蔵の図書は、他市の図書館との相互貸借を活用し、利用者へ提供します。
2	読書推進事業	子どもの健やかな成長に資するため、子どもが読書に親しむ機会を提供し、発達段階に応じた読書習慣と能力を育成します。 第3次五泉市子ども読書活動推進計画に基づき、読書環境の整備を図ります。 子どもの読書意欲向上のため、小・中学校との連携を強化し、学校図書館に司書を派遣します。 読書ボランティアの育成及び読み聞かせの技術の向上のため、講座や研修会を開催します。 赤ちゃんと保護者に絵本を配付し、読み聞かせの大切さや楽しさを伝えます。 市内小中学校図書館に、100冊の図書館の本を貸し出し、子どもの読書意欲を促します。
3	図書館管理運営事業	市民の教養の向上や健康の増進等の拠点として、安全・安心に利用できるよう、施設の維持管理及び整備の充実を図ります。 市民・市内社会教育関係団体等が、安全で安心して施設を利用できるよう、施設の維持管理を図ります。
4	移動図書館事業（令和8年度で終了）	図書館から遠方に住む市民に地域で図書館サービスを利用できる環境を整えるなど、読書活動に親しむ環境づくりを推進します。 図書館から遠方に住む市民に対し、移動図書館車を用いて、情報の提供及び図書の貸出を行います。

施　策　評　価　表

作成年度	令和8年度

基本政策名	笑顔あふれるいきいきのまち					基本政策番号	1
政策名	ともに学び生きがいをもてるまちづくり					政策番号	2
施策名	文化財の保護と利活用					施策番号	7
担当課	生涯学習課	課長等名	山﨑　天	関係課			

1. 施策の基本方針

施策目的	地域に残る伝統芸能等を次代に継承するため、後継者の育成と支援を進めるとともに、郷土の財産である自然や歴史、文化財を大切に保存し、市民がそれを活用できるまちづくりを目的とします。

2. 施策の現状分析

施策の概況	施策に対するニーズ等	施策を取り巻く環境
	○生活習慣の変化や核家族化の進展等によって世代間交流の希薄化が進み、地域の年中行事や伝統芸能を次世代に引き継ぐことが困難となっている中、平成27年度に「善願の虫送り」を文化財に指定しました。 ○令和2年度に高札4枚を文化財に指定し、令和6年度に高札等6枚を市有形文化財に指定しました。 ○例年郷土資料館を活用した特別展を開催し、地域の歴史や文化財、郷土資料等を紹介するとともに、地元ゆかりの著名な人物に関する展示を行うなど、地域の歴史や文化に触れる機会の提供と情報発信に取り組んでいます。また、展示や企画を通じて、地域の歴史や文化財の魅力を市内外に発信し、郷土への関心や理解の促進に取り組んでいます。	○文化財保護法等により、地方公共団体は文化財保護条例の制定や重要な文化財の指定及び選定、指定文化財の所有者等に対する管理、修理、公開に関する指示、勧告及び現状変更等の制限、また、無形の文化財については、伝承者の養成や記録作成等に対する助成などを行っています。 ○近年では新たな取り組みとして、大規模災害から文化財を守るため、NPO法人等で組織する「文化財レスキュー」との連携が求められています。 ○訪日外国人の増加に対応した施設の整備が必要です。

施策指標（成果指標）	指標の内容		達成度 R5	R6	R7	R8	R9	指標の算式等
主要	指定文化財の件数[件]	目標		68	68	68	68	国指定1、県指定6、市指定45 国登録5 ※国登録は棟数で19
		実績	65	71	71			
		達成率		104.40%	104.40%			
参考①	郷土資料館入館者数[人]	目標		1,600	1,600	1,600	1,600	
		実績	1,156	1,196	1,754			
		達成率		74.75%	109.62%			

3. コストの推移（行政資源投入の状況）　　（単位：千円）

		令和5年度（決算/実績）	令和6年度（決算/実績）	令和7年度（当初予算/計画）	令和7年度（決算/実績）	令和8年度（当初予算/計画）	令和9年度（見込み）
直接事業費		5,729	5,514	5,737	5,618	6,108	6,108
従事者数	正規職員	0.85人/年	0.85人/年	0.85人/年	0.85人/年	0.85人/年	0.85人/年
	再任用職員						
	会計年度任用職員等						
人件費	正規(再任用)職員	5,208	5,399	5,399	5,725	5,725	5,725
	退職給与引当金	353	437	437	425	425	425
	時間外勤務手当	134	128	133	135	125	125
人件費総額		5,695	5,964	5,969	6,285	6,275	6,275
トータルコスト(A)		11,424	11,478	11,706	11,903	12,383	12,383
国庫・県支出金							
地方債							
その他		266	300	272	316	316	316
うち受益者負担		266	300	272	316	316	316
特定財源等総額(B)		266	300	272	316	316	316
一般財源該当部分（＝A－B）		11,158	11,178	11,434	11,587	12,067	12,067

4. 施策の評価

有効性の評価	施策成果の達成度	b	達成度はやや高い
	施策成果向上の可能性	b	ある程度可能性はある
	[説明]	○指定文化財の件数については、目標値を達成しました。引き続き、市が指定し保護が必要な文化財について情報収集に努めていきます。また、文化財パンフレットの活用や文化財めぐり等により情報発信、啓発活動を行っていく必要があります。 ○日本語と英語の2か国語表記に変更した文化財説明看板設置を年次計画で進めるとともに、看板にQRコードを記載し、市のホームページに誘導することにより、さらに数か国語で説明が閲覧できるようにします。 ○郷土資料館入館者については、目標値を達成しました。今後も、より多くの入館が見込める魅力的な特別展等を開催し、成果向上を目指します。	
	上位政策への貢献度	b	貢献度はやや高い
	[説明]	文化財や天然記念物などを広く周知し、市民が自らの郷土や受け継がれてきた財産に誇りが持てる取り組みは、地域の持つ資源を活用したまちづくりに寄与しており、上位政策に貢献しています。	

5. 施策の課題

課題	○文化財保護・保存事業 ・文化財については、調査および掘り起こしを図り、新たな指定に努めるとともに、既存文化財については、適正な保護・保存に向けて、所有者との連携及び維持管理団体の育成等に努める必要があります。また、埋蔵文化財については、開発計画の把握と関係機関との協議・調整を円滑に進めたうえで、出土遺物の展示・公開など積極的な情報発信に取り組む必要があります。 ・地域の伝統芸能については、後継者の確保と育成の仕組みづくりが課題となっています。 ○郷土資料館管理運営事業 ・郷土資料館については、郷土の歴史、民俗、考古等の資料を市民に展示・公開するとともに、これを活用するまちづくりの場としての位置付けから、より集客性の高い企画展などの検討が課題となっています。市民の中には地域に関係する企画展やかつて当たり前に目にしていて、現在は姿を消しつつある生活用品などの展示を求める声があります。

6. 施策の今後の方向性

総合評価	維持	次年度以降方針	○新たな文化財の調査等を進めるとともに、パンフレット等を活用した情報発信に努めます。訪日外国人のため、日本語と英語の文化財説明看板の設置を進めます。また、地域の文化財に関わる人材や後継者の育成に関係団体等と連携し、取り組んでいきます。 ○郷土資料館については、魅力的な企画展の実施に向けて、市民ニーズの把握及び関係する団体等との連携強化を図ります。

7. 施策を構成する事業

事務事業名		事業の目的 事業の内容
1	文化財保護・保存事業	郷土の自然や歴史、文化財は後世に伝え残さなければいけない財産であるため、これらを適切に保存するとともに、一般に公開するなどして、文化財等を市民が活用できるまちを目指します。 ・市内に残る文化財の適正な保護・保存に向けて、所有者等との連携を強化するとともに、積極的に公開及び展示、また、情報発信に取り組み、市民が文化財等を活用できる環境づくりに努めます。 ・埋蔵文化財についても保護及び活用を進めるため、関係機関等と連携・調整したうえで、情報収集に努めます。
2	郷土資料館管理運営事業	郷土の歴史や文化財を市民一人ひとりに知ってもらう機会を提供します。 郷土の歴史、民俗、考古の資料を保管及び公開し、市民一人ひとりに知ってもらうとともに、後世に伝えるため、適正な維持管理を行います。具体的には、各種の業務委託・施設の修繕改修を行い、施設利用者が安全で安心に利用できるように努めます。

施　策　評　価　表

作成年度	令和8年度

基本政策名	信頼あふれる安心のまち			基本政策番号	2
政策名	健康で安心して暮らせるまちづくり			政策番号	5
施策名	食育の推進			施策番号	16
担当課	学校教育課	課長等名	杵淵　香奈恵	関係課	こども課、健康福祉課、農林課、高齢福祉課、商工観光課

1. 施策の基本方針

施策目的	市民が生涯にわたって健康で心豊かな生活を送ることができるよう、食に関する正しい知識を習得し、食を通じて自らの健康管理ができることを主眼に、生涯にわたって健康で心豊かな生活の実現を目指します。 また、伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活が継承され、自然の恩恵や食にかかわる人々への感謝の念や理解を深めることを目指します。

2. 施策の現状分析

施策の概況	施策に対するニーズ等	施策を取り巻く環境
	朝食の欠食や食習慣が乱れてきていることから、子どもの健やかな成長のためにも、正しい生活リズムを確立する事が求められています。 学校給食における地場農産物の使用は、献立や供給体制の違いなど学校により異なっています。今後も安定的に供給できる体制の整備と利用拡大が求められています。 生活習慣病を予防するため、食生活の改善を推進する事が求められています。 地域の食文化を再認識し、和食や地場農産物を使った郷土料理を次世代に伝えていく事が求められています。	少子化や核家族化などの家族構成の多様化に伴い、食生活を取り巻く環境が大きく変化しています。 また、日本の食糧自給率は、長期的に低下傾向で推移しています。 国においては、「第4次食育推進計画」が策定され令和3年度より5ヵ年計画で実施されています。県は国の計画をふまえ、「第3次食育推進計画」を実施しています。 五泉市においては、令和4年度から5ヶ年計画で「第4次五泉市食育推進計画」における事業を実施しています。

施策指標	指標の内容			達成度 R5	達成度 R6	達成度 R7	達成度 R8	達成度 R9	指標の算式等
	主要	毎日朝食を食べる子の割合	目標		小97.7% 中96.7%	小98.9% 中98.4%	小100% 中100%	小95% 中95%	毎日朝食を食べる児童・生徒数/全児童・生徒数×100(小6・中3対象) 県平均(R7)　小:95.4%、中:93.4% 全国平均(R7)　小:93.7%、中:91.2%
			実績	小96.5% 中93.3%	小96.1% 中91.4%	小95.8% 中91.1%			
			達成率		小98.4% 中94.5%	小96.9% 中92.6%			
	参考①	肥満児の割合	目標		小8.8% 中9.0%	小8.8% 中9.0%	小8.8% 中9.0%	小8.8% 中9.0%	肥満度20%以上の児童・生徒数/全児童・生徒数×100 新潟県平均(R6)　小:8.96%、中9.96%
			実績	小11.3% 中11.5%	小10.7% 中10.8%	小10.3% 中11.0%			
			達成率		小82.2% 中83.3%	小85.4% 中81.8%			
(成果指標)	参考②	学校給食における地場農産物利用率	目標		52.5%	53.5%	55.0%	55.0%	学校給食で使用する五泉産農産物使用量(米含む)/全農産物使用量×100 ※使用量は重量ベース ※米は五泉産コシヒカリ100%使用
			実績	47.9%	49.1%	48.4%			
			達成率		93.5%	90.5%			

3. コストの推移(行政資源投入の状況)　　(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度
		(決算/実績)	(決算/実績)	(当初予算/計画)	(決算/実績)	(当初予算/計画)	(見込み)
直接事業費		186,262	247,439	303,734	301,915	455,518	597,008
従事者数	正規職員	6.40人/年	4.60人/年	4.60人/年	5.05人/年	5.30人/年	5.30人/年
	再任用職員						
	会計年度任用職員等	11.00人/年	5.00人/年	5.00人/年	5.00人/年	5.00人/年	5.00人/年
人件費	正規(再任用)職員	39,213	29,219	29,219	34,012	35,696	35,696
	退職給与引当金	2,656	2,364	2,364	2,525	2,650	2,650
	時間外勤務手当	166	138	137	137	137	137
人件費総額		42,035	31,721	31,720	36,674	38,483	38,483
トータルコスト(A)		228,297	279,160	335,454	338,589	494,001	635,491
国庫・県支出金		24,477	7,312	7,312	6,558	101,937	101,937
地方債							
その他		1,223	286	47,957	44,172	99,935	99,935
うち受益者負担				47,643	43,915	99,621	99,621
特定財源等総額(B)		25,700	7,598	55,269	50,730	201,872	201,872
一般財源該当部分(=A−B)		202,597	271,562	280,185	287,859	292,129	433,619

4. 施策の評価

有効性の評価	施策成果の達成度	c	達成度はやや低い
	施策成果向上の可能性	b	ある程度可能性はある
	[説明]	肥満度20%以上の児童・生徒の割合は、小学校は前年度比0.4%減少、中学校は前年度比0.2%増加となりました。今後も学校での指導と家庭への啓発により、肥満に対する取り組みを継続していく必要があります。 学校給食における地場農産物使用率(米を含む)は、前年度より0.7%減少となりました。猛暑などの天候の影響により、学校給食に使用できる地場農産物の確保の状況は大きく左右されます。今後もより一層、地元生産者団体と連携を取り、地場農産物が安定的に供給出来るように努めていきます。	
	上位政策への貢献度	a	貢献度は非常に高い
	[説明]	児童・生徒が食に関する正しい知識を身につけ、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することにより、市民が「健康で安心して暮らせるまちづくり」に寄与しており、上位政策に貢献しています。	

5. 施策の課題

課題	・学校給食において、地場農産物使用率の向上は天候に影響を受けるため、安定的に使用できる供給体制の維持と、献立への積極的な反映を図る必要があります。 ・朝食の摂取や肥満に関しては、家庭で担う割合が大きいため、家庭や地域に対して、より積極的な啓発を図ることが必要です。

6. 施策の今後の方向性

総合評価	維持	次年度 以降方針	学校給食における地場農産物の使用率の向上や、地域や家庭が食の重要さを理解し、食に関する正しい知識を習得し、実践することができるように、「第4次五泉市食育推進計画」に基づき、食生活の改善による健康づくりを推進するとともに、家庭と地域が連携して、地産地消や食文化の継承を進め、魅力ある食育活動を推進していきます。 更に学校、保護者、地域及び関係機関と一体となり食育を推進することとし、市民の健康増進を図ります。

7. 施策を構成する事業

事務事業名		事業の目的 事業の内容
1	食育推進事業	市民が食に関する知識と選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することにより、生涯にわたって健康で心豊かな生活が送れるように食育を推進します。 第4次五泉市食育推進計画の重点目標に対する取り組みとして、食育研修会、全児童生徒・市の幼稚園・保育園・認定こども園に在籍する幼児の生活チェックの実施、地産地消の推進、郷土料理講習会を行っています。
2	学校給食運営事業	市内小・中学校の給食の円滑な運営と安心・安全な給食の提供を目的とする。また併せて「生きた教材」である給食を通じて、地域社会における食習慣改善への示唆を目的とした食育の推進を図ります。 給食の提供と食育の推進を図るために、平成27年4月から市内全小中学校で自校式給食を実施しています。また、令和6年度から、調理部門は小中学校13校全てで民間委託を行っています。令和8年1月から、各学校の給食会計について、私会計から公会計に移行し、市の予算での給食費等の会計処理を開始しました。
3	学校給食調理委託事業	民間のノウハウを活用し、学校給食のより一層の安全・安心・充実を図るとともに、行政のスリム化と定員の適正化を維持します。 学校給食の調理業務を委託する。具体的には食材の検収、調理、運搬、食器洗浄消毒などであり、献立作成と発注は今までどおり市職員または栄養教諭が行います。平成24年度から給食調理業務の民間委託を推進し、令和6年度からは市内全小・中学校13校（給食調理施設を有するのは12校）の給食調理業務を民間委託しています。
4	【物価高騰対応事業】学校等給食費支援事業	物価高騰に対する給食食材費を支援し、保護者の負担軽減を図りながら、学校給食の水準を維持します。 市内小・中学校児童生徒を対象に、令和7年4月から12月までの学校給食会計に対して、物価高騰対策給食費支援金を交付し、令和8年1月から3月までの給食食材費について物価高騰分を市が負担しました。

施　策　評　価　表

作成年度	令和8年度

基本政策名	交流あふれるふれあい豊かなまち					基本政策番号	3
政策名	青少年を地域ぐるみで育むまちづくり					政策番号	8
施策名	青少年を地域ぐるみで育む環境づくり					施策番号	26
担当課	生涯学習課	課長等名	山﨑　天	関係課			

1. 施策の基本方針

施策目的	青少年の非行や問題行動、いじめや犯罪に巻き込まれるリスクを未然に防止することなどを目的に、急速な社会環境の変化に伴う家庭だけでは対処できない問題の増加を踏まえ、家庭や学校、関係団体などが緊密に連携し、「子どもを地域ぐるみで育む」青少年の健全育成への取り組みを進めます。また、教育の原点である家庭における教育力の向上を目的として、基本的生活習慣（しつけ）の向上と親子がふれあう機会の増進を図り、さらには相談体制の充実を図りながら、次代を担う青少年が心身ともにたくましく成長できる取り組みを推進します。

2. 施策の現状分析

	施策に対するニーズ等	施策を取り巻く環境
施策の概況	○少子化や核家族化、夫婦共働きの家庭環境が進む中で、地域社会での人間関係の希薄化が進み、子どもの成長過程における「生きる力」を身につける様々な体験活動の場の提供が求められています。 ○家庭における生活習慣（しつけ）やスマートフォンやSNSの利用による生活リズムの乱れが問題となっており、より一層の家庭教育力の向上が求められています。 ○学校生活に悩みを持つ青少年や、子育てに悩む保護者にとって、気軽に相談できる窓口の充実が求められており、年々件数が増加していることからも、相談窓口には高いニーズが感じられます。	○平成22年の教育基本法の改正により、新たに「家庭教育」及び「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定されました。 ○近年では、通信技術やSNSの発展により、ネット依存の問題やスマートフォンの利用に伴う犯罪被害に巻き込まれるリスク、いじめ問題など、青少年を取り巻く環境は様々な課題に直面しています。

	指標の内容		達成度 R5	R6	R7	R8	R9	指標の算式等
施策指標（成果指標）	主要 家庭教育学級参加者数[人]	目標		5,200	4,300	4,300	4,300	
		実績	2,619	2,756	2,467			
		達成率		53.00%	57.40%			
	参考① 青少年育成団体加入世帯数[世帯]	目標		9,000	9,000	9,000	9,000	
		実績	9,800	12,300	12,300			
		達成率		136.70%	136.70%			
	参考② 青少年指導員の街頭指導巡視計画達成率[%]	目標		80%	80%	80%	80%	実績61.3%（150回中92回）
		実績	56.10%	68.9%	61.30%			
		達成率		86.10%	76.60%			
	参考③ 青少年育成センター相談件数[件]	目標		60	60	60	60	相談受理のうち「相談」のみ。「学習支援」は除く。
		実績	44	58	38			
		達成率		96.70%	63.30%			
	参考④ チャレンジランド杉川利用者数[人]	目標		1,500	1,500	1,500	1,500	
		実績	902	572	504			
		達成率		38.10%	33.60%			

3. コストの推移（行政資源投入の状況）　（単位：千円）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度
		（決算/実績）	（決算/実績）	（当初予算/計画）	（決算/実績）	（当初予算/計画）	（見込み）
直接事業費		16,867	16,658	19,003	17,992	20,067	20,067
従事者数	正規職員	1.20人/年	1.15人/年	1.15人/年	1.15人/年	1.15人/年	1.15人/年
	再任用職員						
	会計年度任用職員等	2.33人/年	2.33人/年	2.33人/年	2.33人/年	2.33人/年	2.33人/年
人件費	正規(再任用)職員	7,352	7,305	7,305	7,745	7,745	7,745
	退職給与引当金	498	591	591	575	575	575
	時間外勤務手当	328	256	235	216	183	183
人件費総額		8,178	8,152	8,131	8,536	8,503	8,503
トータルコスト(A)		25,045	24,810	27,134	26,528	28,570	28,570
国庫・県支出金							
地方債							
その他		1,705	1,191	1,229	1,088	1,229	1,229
うち受益者負担		1,705	1,191	1,229	1,088	1,229	1,229
特定財源等総額(B)		1,705	1,191	1,229	1,088	1,229	1,229
一般財源該当部分（＝A－B）		23,340	23,619	25,905	25,440	27,341	27,341

4. 施策の評価

有効性の評価	施策成果の達成度	c	達成度はやや低い
	施策成果向上の可能性	b	ある程度可能性はある
	[説明]	家庭教育学級については、各園がイベント実施時に意見交換や学習の場を持つなど、家庭に無理のない範囲で啓発の場を提供することができています。 青少年育成関係団体の連携強化については、市民会議を軸としたネットワーク体制を構築し、各団体と情報の共有化を図れています。	
	上位政策への貢献度	b	貢献度はやや高い
	[説明]	青少年の健全育成や家庭教育力の向上に関しては、家庭及び学校、地域、関係団体等の連携が不可欠であり、このような取り組みが、市民の「地域の子どもは、地域で守る」という意識の高揚に寄与していることから、上位政策に対して一定の貢献があります。	

5. 施策の課題

課題	○家庭教育推進事業 多様かつ複雑な社会環境の変化により、家庭教育については様々な学ぶべき課題があるため、より保護者が興味を持ち、参加しやすいテーマ設定を行う必要があります。 ○青少年健全育成事業 青少年健全育成のためには地域の力が必要となりますが、少子高齢化や核家族化、夫婦共働きの増加等の理由から、地域の結びつきが弱くなり、関係団体の構成員も高齢化や固定化が進んでいます。 ○青少年指導員事業 街に子どもの姿が見えなくなってきている現状があり、街頭指導活動のあり方や回数、頻度等について見直しを行っていますが、今後も引き続き青少年の活動パターンに合わせた見直しが必要です。 ○青少年相談事業 いじめや不登校、つまづき等の青少年に対する課題は今後も増えていくことが予測されることから、引き続き児童生徒や保護者、その家族に寄り添った相談体制が求められています。

6. 施策の今後の方向性

総合評価	維持	次年度以降方針	○家庭教育の推進については現状に合ったテーマを設定しながら、より学びやすい情報を学級に提供していきます。 ○青少年の健全育成については、各関係団体の運営や活動を支援しながら、より地域と家庭、学校が連携していくためのネットワークの強化を図ります。 ○青少年育成センターについては、引き続きセンターの周知を進めたうえで、より一層適切な支援に取り組みます。

7. 施策を構成する事業

	事務事業名	事業の目的 事業の内容
1	家庭教育推進事業	保育園・認定こども園の保護者に学級開設を委託し、家庭における子どもとの接し方やしつけなど、望ましい親になれるための研修や情報交換などを行い、家庭教育力の向上を図ります。
		【家庭教育学級】 保育園・認定こども園の保護者に学級開設を委託し、家庭教育の理解と推進を図ります。 【家庭教育学級合同研修会】 家庭における子育てや家庭教育に活かせる研修会（講演会）を開催し、合同でその内容を学習します。
2	青少年健全育成事業	青少年健全育成関係事業を開催するとともに、関係団体の活動を支援し、青少年の健全育成意識の高揚及び青少年を地域ぐるみで育む環境整備を推進します。
		・市民を対象に青少年健全育成大会を開催し、青少年の健全育成意識の高揚を図ります。 ・県が主催する中学生が主張や意見を発表する「わたしの主張」地区大会に運営協力し、青少年自らの健全育成について自覚を促します。 ・各青少年健全育成団体に補助金を交付し、活動の活性化を図ります。 ・市民会議主導によるネットワーク会議を開催し、各地区育成協、地区市民会議、関係団体等と意見交換を行い、家庭・学校・地域で意識や情報の共有化を図ります。
3	チャレンジランド杉川管理運営事業	野外生活や集団宿泊生活を通して、心身ともに健全でチャレンジ精神旺盛な青少年の育成を図るとともに、人々の交流交歓を通して豊かな心を育てるための施設として、安全・安心で快適に利用できる場を提供します。
		自然体験や野外活動の場として、利用者が安全・安心、かつ快適に利用してもらうため、維持管理及び修繕（改修）等を行います。
4	青少年相談事業	青少年育成センターに指導員を配置し、青少年及びその保護者を対象に相談活動を行うことにより健全育成を図ります。
		【青少年育成センター運営委員会】 関係行政機関や団体、学識を有する者等で育成センターの運営について協議します。 【青少年指導相談】 悩みを持つ青少年や保護者に対して相談員が相談活動を行うとともに、関係機関（学校等）と連携し、適切な援助に努めます。
5	青少年指導員事業	青少年を対象に、青少年指導員で街頭巡視（指導）を行い、非行や問題行動の防止及び早期発見に努めます。
		教育委員会が青少年関係団体員や保護者等を青少年指導員に委嘱（56人）し、定期的に各ブロック（10ブロック）の街頭巡視（指導）を行います。